



経営に役立つ知的財産権の話 第2回（意匠権） わが社でデザインした服そっくりのコピー商品が売られている！

アパレル会社を経営するAさんは、ネットを見ていたら自社の服とそっくりの商品を見つけました。2年ほど前から販売を始めた良く売れる商品の一つです。どのような対応が可能でしょうか？

商品のデザインを守る知的財産権は意匠権です。



独自のデザインを特許庁に意匠登録しておけば、コピー商品、類似商品、模倣品を法的な強制力をもって排除できます。製造や販売の差止め、あるいは損害賠償を請求できます。意匠権としてよく知られているものにはアップルのスマホやホンダのスーパーカブのデザイン等があります。

もちろん衣料品も独自デザインの意匠登録はできます。（審査はあります。）しかし毎年沢山のデザインの服を開発販売しているアパレル会社が一つ一つの商品を意匠登録しデザインを守るのは手間と費用と時間が掛かります。また、流行の変化の早いアパレル商品ではあまり現実的ではないかもしれませんね。

こうした場合、事前に権利の登録がなくても救済される「不正競争防止法」の規定があります。これは、手間をかけて開発したデザインの商品を赤の他人に模倣品を販売されたらせつかくの苦勞も水の泡となることから、販売開始から3年間に限って他人が模倣品を販売することを禁止した制度（形態模倣行為の規制）です。

今回の場合は販売開始から2年とのことであり、販売差止めや損害賠償請求を検討できます。

ただし、その商品形態がありふれたものである場合は保護する価値が無いので形態模倣行為とは認定されません。また、十分な根拠をもって差止め請求しないと信用棄損行為として反論される可能性もありますので、知財関係専門機関との十分な相談をお勧めします。

当金庫が連携協定を結んでいる岐阜県と愛知県の知財総合支援窓口では、経験豊富な相談員が相談に応じており、必要に応じて知財に強い弁護士や弁理士と連携しています。

本相談は、どうも数年前に退職した社員が同社のコピー商品を作っているようです。また製造業でも退職者の会社の秘密の持ち出しが問題になることがあります。

再発防止のためにはどのような対応ができるでしょうか？

次回は「会社の秘密守れていますか？」です。

（知的財産権についてご興味のある方は、お取引店舗までご相談ください。）